

粕屋町
情報セキュリティポリシー

平成 26 年 4 月 1 日策定

令和 4 年 6 月 1 日改定

総務部経営政策課

序 文

粕屋町は、情報通信技術「ICT」を活用したゆとりと豊かさを実感できる住民サービスの提供を実現するとともに、行財政運営の最適化に向けてICTに関する施策及びその業務を効率的に実施するために電子自治体の推進に取り組んでいます。

社会経済及び町民生活のあらゆる面で情報化が進展する一方、住民の個人情報のみならず、行政運営上重要な情報等に対する不正アクセスや情報の漏えい・破壊・改ざん等の脅威も増大しています。電子自治体の推進に際し、これらの脅威から情報資産を守ることは粕屋町に課せられた責務であります。

したがって、粕屋町では保有する情報資産を守るために、情報の重要性を認識し、住民の利便性を向上させつつ、厳格な管理運用により情報を保護するとともに、安全性を追求する必要があるため、遵守すべき事項や判断基準を統一的に定める粕屋町情報セキュリティポリシーを策定することとしました。

粕屋町情報セキュリティポリシーは、全職員が組織的かつ計画的に情報セキュリティに取り組むため、本町の情報セキュリティの基本的な考え方を定めた「基本方針」と、基本方針に基づき、組織が遵守すべき事項及び判断基準を定めた「対策基準」として策定するものです。

また、それに伴い、具体的な手順を定めた「実施手順」を併せて策定するものとします。

